横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

【台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について】

(台湾産ドラゴンフルーツの輸入解禁品種の追加)

農林水産省消費・安全局長から下記の連絡がありましたので、お知らせします。

【連絡の内容】

台湾産ヒロセレウス属植物の生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令」及び「植物防疫法施行規則別表2の付表第55の台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する告示」が令和6年6月5日付けで公布及び施行(別添1及び別添2)されたことに伴い、「台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則」を一部改正(別添3)したのでお知らせします。

詳細については、「06-06 (別添1,2,3) をご参照願います。

以上

○農林水産省令第三十二号

植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、 植物防疫法施行規則

の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月五日

農林水産大臣 坂本 哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

五十六~八十九 (略) に適合しているもの	の交雑種に限る。)の生果実であつて農林水産大臣が定める基準 ・コスタリケンシス及びヒロセレウス・ポリリズス並びにこれら ロセレウス属植物(ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス (略) (略)	改正後
五十六~八十九 (略)	の基準に適合しているもの ロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定め 五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒ (略) (略) る基準に適合しているもの	改正前

附

則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千百十八号

植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第五十五の規定に基づき、平成二

十二年四月十六日農林水産省告示第六百二十一号(台湾から発送され、 他の地域を経由しないで輸入される

セレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)

の一部を次のように改

正し、公布の日から施行する。

ヒロ

令和六年六月五日

次の表により、

農林水産大臣 坂本 哲志

る改正 後欄 に掲げる規定の傍線部分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄 に掲げる規

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応す

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

で三十分間消毒すること。 □ 一の生果実以外のヒロセレウス属植物の生果実については、		産されたものであること。	改正後
	ること。	れたものであること。 ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であって、台湾で生産さー 植物及び地域	改正前

台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則(平成22年4月16日付け22消安第311号消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後

台湾産ドロセレウス属植物の生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表第55の台湾産ヒロセレウス属植物(ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・コスタリケンシス及びヒロセレウス・ポリリズス並びにこれらの交雑種に限る。)の生果実(以下「生果実」という。)に係る植物検疫の実施については、平成22年4月16日農林水産省告示第621号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

- 2 こん包及びこん包場所
- (1) (略)
- (2) こん 包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。ア (略)

イ 消毒済み生果実の専用のこん包場所であること。

ウ (略)

- 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査
- (1) (略)
- (2)(1)の調査は、原則として台湾植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱 処理施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。
- 4 消毒の実施及び検査の確認
- (1)消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次に定めるところにより、原則として台湾植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 生果実のうち、ヒロセレウス・ウンダーツスのものである場合には、次

改正前

台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表第55の台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る植物検疫の実施については、平成22年4月16日農林水産省告示第621号(以下「告示」という。)に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

- 2 こん包及びこん包場所
- (1) (略)
- (2) こん 包場所

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。ア (略)

イ 消毒済み<u>ヒロセレウス・ウンダーツスの</u>生果実の専用のこん包場所であること。

ウ (略)

- 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査
- (1) (略)
- (2)(1)の調査は、原則として台湾植物防疫機関が行う日本向け<u>ヒロセレウス・ウンダーツスの</u>生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。
- 4 消毒の実施及び検査の確認
- (1)消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次に定めるところにより、原則として台湾植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 蒸熱処理施設において、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が摂氏

に掲げる事項を確認すること。

- (ア) 蒸熱処理施設において、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が摂 氏46.5 度に達した後、その温度以上で30分間保持されたこと。
- (イ)(ア)を確認した後、生果実が常温で通気により冷却されたこと。
- (ウ) 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったこと。
- イ <u>アの生果実以外の生果実である場合には、次に掲げる事項</u>を確認すること。
- (ア) 蒸熱処理施設において、庫内温度を摂氏 48.0 度以上とし、飽和蒸気により、136 分間消毒された後、引き続き、庫内温度を摂氏 48.0 度以上とし、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が摂氏 46.5 度に達した後、その温度以上で30 分間保持されたこと。
- (イ)(ア)を確認した後、生果実が常温で通気により冷却されたこと。
- (ウ) 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったこと。 (削る)
- (2) 輸出検査の確認

植物防疫官は、告示5の検査の確認について、次に定めるところにより、 原則として、台湾植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。 ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがないことを確認すること。

イ・ウ (略)

6 輸入檢查

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3)・(4) (略)

46.5 度に達した後、その温度以上で30分間保持されたことを確認すること。

(新設)

(新設)

(新設)

イ <u>アを確認した後、生果実</u>が常温で通気により冷却されたことを確認すること。

(新設)

(新設)

(新設)

ウ 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

植物防疫官は、告示5の検査の確認について、次に定めるところにより、 原則として、台湾植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

ア <u>ヒロセレウス・ウンダーツスの</u>生果実のこん包数の5パーセント以上について検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがないことを確認すること。

イ・ウ (略)

6 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された<u>ヒロセレウス・ウンダーツス</u> <u>の</u>生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うも のとする。
- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3)・(4) (略)

附 則 この通知は、令和6年6月5日から施行する。